

○措置法通達
新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
目 次 第2章 所得税法の特例 第2節 不動産所得及び事業所得 第1款 税額控除及び減価償却の特例 <u>第10条の3</u>から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係 (廃 止) <u>第13条</u>((輸出事業用資産の割増償却))関係 第6節 その他の特例 <u>第41条の3の11</u>((所得金額調整控除))関係 <u>第41条の3の12</u>((年末調整に係る所得金額調整控除))関係 <u>第41条の18の4</u>((特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例))関係 第8条の5((確定申告を要しない配当所得等))関係 (確定申告を要しない配当所得等を有する者が決定等を受ける場合の樹上株式配当等控除額の取扱い) 8の5-4 措置法第9条の3の2第3項((上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例))の規定の適用を受けた居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対して行う措置法第8条の5第2項に規定する決定は、措置法第9条の3の2第6項の規定により読み替えて適用される法第120条第1項<u>第4号</u>((確定所得申告))に規定する「上場株式配当等控除額のうち所得税の額に対応する部分の金額として政令で定める金額」を同号に規定する「源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額」に加算しないで行うことに留意する。 <u>第10条の3</u>から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係 (特別償却等の適用を受けたものの意義) <u>10の3～15共-1</u> 減価償却資産又は繰延資産について措置法第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の4の2第1項、第10条の5の3第1項、第10条の5の5第1項、第10	目 次 第2章 所得税法の特例 第2節 不動産所得及び事業所得 第1款 税額控除及び減価償却の特例 <u>第10条の2</u>から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係 <u>第13条</u>((事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却))関係 <u>第13条の2</u>((輸出事業用資産の割増償却))関係 第6節 その他の特例 <u>第41条の3の3</u>((所得金額調整控除))関係 <u>第41条の3の4</u>((年末調整に係る所得金額調整控除))関係 <u>第41条の19</u>((特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例))関係 第8条の5((確定申告を要しない配当所得等))関係 (確定申告を要しない配当所得等を有する者が決定等を受ける場合の樹上株式配当等控除額の取扱い) 8の5-4 措置法第9条の3の2第3項((上場株式等の配当等に係る源泉徴収義務等の特例))の規定の適用を受けた居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対して行う措置法第8条の5第2項に規定する決定は、措置法第9条の3の2第6項の規定により読み替えて適用される法第120条第1項<u>第5号</u>((確定所得申告))に規定する「上場株式配当等控除額のうち所得税の額に対応する部分の金額として政令で定める金額」を同号に規定する「源泉徴収をされた又はされるべき所得税の額」に加算しないで行うことに留意する。 <u>第10条の2</u>から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係 (特別償却等の適用を受けたものの意義) <u>10の2～15共-1</u> 減価償却資産又は繰延資産について措置法第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の4の2第1項、第10条の5の3第1項、第10条の5の5第1項、第10

条の5の6第1項、第3項若しくは第5項又は第11条から第15条までの規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産又は繰延資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。

（償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算）

10の3～15共－2 措置法第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の4の2第1項、第10条の5の3第1項、第10条の5の5第1項、第10条の5の6第1項、第3項若しくは第5項又は第11条から第15条までの規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産又は繰延資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産又は繰延資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。

（国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額）

10の3～15共－3 措置法第10条の3第3項、第10条の4第3項、第10条の4の2第3項、第10条の5の3第3項、第10条の5の5第3項若しくは第10条の5の6第7項に規定する税額控除限度額又は同条第9項に規定する生産工程効率化等設備税額控除限度額（以下「税額控除限度額等」という。）を計算する場合における措置法第10条の3第1項に規定する特定機械装置等、措置法第10条の4第1項に規定する特定事業用機械等、措置法第10条の4の2第1項に規定する特定建物等、措置法第10条の5の3第1項に規定する特定経営力向上設備等、措置法第10条の5の5第1項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備、措置法第10条の5の6第7項に規定する情報技術事業適応設備又は同条第5項に規定する生産工程効率化等設備（以下「税額控除対象機械装置等」という。）の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。

- (1) 個人が取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）をした税額控除対象機械装置等につき、当該取得等をして事業の用に供した年（以下「供用年」という。）に係る年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受ける場合 令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額
- (2) 個人が取得等をした税額控除対象機械装置等につき、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第126条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等の交付予定金額（法第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を

条の5の6第1項、第3項若しくは第5項又は第11条から第15条までの規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産又は繰延資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。

（償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算）

10の2～15共－2 措置法第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の4の2第1項、第10条の5の3第1項、第10条の5の5第1項、第10条の5の6第1項、第3項若しくは第5項又は第11条から第15条までの規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産又は繰延資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産又は繰延資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。

（国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額）

10の2～15共－3 措置法第10条の3第3項、第10条の4第3項、第10条の4の2第3項、第10条の5の3第3項、第10条の5の5第3項若しくは第10条の5の6第7項に規定する税額控除限度額又は同条第9項に規定する生産工程効率化等設備等税額控除限度額（以下「税額控除限度額等」という。）を計算する場合における措置法第10条の3第1項に規定する特定機械装置等、措置法第10条の4第1項に規定する特定事業用機械等、措置法第10条の4の2第1項に規定する特定建物等、措置法第10条の5の3第1項に規定する特定経営力向上設備等、措置法第10条の5の5第1項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備、措置法第10条の5の6第7項に規定する情報技術事業適応設備又は同条第5項に規定する生産工程効率化等設備等（以下「税額控除対象機械装置等」という。）の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。

- (1) 個人が取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）をした税額控除対象機械装置等につき、当該取得等をして事業の用に供した年（以下「供用年」という。）に係る年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受ける場合 令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額
- (2) 個人が取得等をした税額控除対象機械装置等につき、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第126条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等の交付予定金額（法第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を

要しないことが確定していないもの)を控除した金額

(注) 1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年の12月31日において見込まれる金額による。

2 個人が税額控除対象機械装置等の供用年において税額控除限度額等の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第126条第1項各号に掲げる金額に基づき税額控除限度額等を計算して申告をしている場合において、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けるときは、供用年に遡って税額控除限度額等の計算の基礎となった取得価額から(2)の国庫補助金等の交付予定金額を控除した金額に基づき税額控除限度額等を修正しなければならないことに留意する。

第10条の4((地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(2以上の年分において事業の用に供した場合の取得価額の計算)

10の4-6 特定事業用機械等に係る一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物でその取得価額の合計額が80億円を超えるものを2以上の年分において事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて80億円を超えることとなる年分(以下この項において「超過年分」という。)における措置法第10条の4第1項の規定による特別償却限度額又は同条第3項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる個々の特定事業用機械等の取得価額は、次の算式による。

$$\left[\begin{array}{c} \text{80億円} \\ \text{—} \end{array} \times \frac{\begin{array}{c} \text{超過年分前の各年分において事業の用に供した特定事業用機械等の取得価額の合計額(注1)} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{超過年分において事業の用に供した個々の特定事業用機械等の取得価額} \\ \text{—} \\ \text{超過年分において事業の用に供した特定事業用機械等の取得価額の合計額} \end{array}} \right]$$

(注) 1 超過年分前の各年分において事業の用に供した個々の特定事業用機械等については、その取得価額の調整は行わないことに留意する。

2 承認地域経済牽引事業計画が、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第13条第1項の規定により、同法第2条第1項に規定する地域経済牽引事業を行おうとする者が共同して作成した同法第13条第1項に規定する地域経済牽引事業計画に係るものである場合には、本文及び算式中「80億

要しないことが確定していないもの)を控除した金額

(注) 1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年の12月31日において見込まれる金額による。

2 個人が税額控除対象機械装置等の供用年において税額控除限度額等の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第126条第1項各号に掲げる金額に基づき税額控除限度額等を計算して申告をしている場合において、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けるときは、供用年に遡って税額控除限度額等の計算の基礎となった取得価額から(2)の国庫補助金等の交付予定金額を控除した金額に基づき税額控除限度額等を修正しなければならないことに留意する。

第10条の4((地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(新 設)

円」とあるのは「80億円を承認地域経済牽引事業計画の共同作成者の間で合理的に
あん分した金額」とする。

(特定事業用機械等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の4-7 措置法第10条の4第3項の規定の適用を受けた特定事業用機械等の対価の額
について、個人が当該特定事業用機械等の取得等をして事業の用に供した年（以下この項
において「供用年」という。）の翌年以後の年において値引きがあった場合には、供用年
に遡って当該値引きのあった特定事業用機械等に係る同条第3項に規定する税額控除限
度額の修正を行うものとする。

第10条の4の2（(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は
所得税額の特別控除)）関係

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の判
定)

10の4の2-3 措置法令第5条の5の3第1項に規定する一の建物及びその附属設備並
びに構築物の取得価額の合計額が3,500万円以上（中小事業者にあつては1,000万円以上）
であるかどうかを判定する場合において、その一の建物及びその附属設備並びに構築物が
法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等に係るもの若しくは
同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるもの又
は法第43条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得され
たものであるときは、令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額に
基づいてその判定を行うものとする。

(取得価額の合計額が80億円を超えるかどうかの判定)

10の4の2-4 措置法第10条の4の2の規定の適用上、一の特定業務施設（同条第1項に
規定する特定業務施設をいう。以下同じ。）を構成する建物及びその附属設備並びに構築
物の取得価額の合計額が80億円を超えるかどうかは、その特定業務施設が記載された同項
又は同条第3項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画ごとに判定す
ることに留意する。

(2以上の年分において事業の用に供した場合の取得価額の計算)

10の4の2-5 措置法第10条の4の2第1項に規定する特定建物等（以下「特定建物等」
という。）に係る一の特定業務施設を構成する建物及びその附属設備並びに構築物でその
取得価額の合計額が80億円を超えるものを2以上の年分において事業の用に供した場合

(特定事業用機械等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の4-6 措置法第10条の4第3項の規定の適用を受けた特定事業用機械等の対価の額
について、個人が当該特定事業用機械等の取得等をして事業の用に供した年（以下この項
において「供用年」という。）の翌年以後の年において値引きがあった場合には、供用年
に遡って当該値引きのあった特定事業用機械等に係る同条第3項に規定する税額控除限
度額の修正を行うものとする。

第10条の4の2（(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は
所得税額の特別控除)）関係

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の判
定)

10の4の2-3 措置法令第5条の5の3第1項に規定する一の建物及びその附属設備並
びに構築物の取得価額の合計額が2,500万円以上（中小事業者にあつては1,000万円以上）
であるかどうかを判定する場合において、その一の建物及びその附属設備並びに構築物が
法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等に係るもの若しくは
同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるもの又
は法第43条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得され
たものであるときは、令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額に
基づいてその判定を行うものとする。

(新 設)

(新 設)

には、その取得価額の合計額が初めて80億円を超えることとなる年分（以下「超過年分」という。）における同項の規定による同項に規定する100分の15に相当する金額又は同条第3項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる個々の特定建物等の取得価額は、次の算式による。

$$\left(\begin{array}{c} \text{超過年分前の各年分にお} \\ \text{いて事業の用に供した特} \\ \text{定建物等の取得価額の合} \\ \text{計額（注）} \end{array} \right) \times \frac{\begin{array}{c} \text{超過年分において事業の用に供} \\ \text{した個々の特定建物等の取得価} \\ \text{額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{超過年分において事業の用に供} \\ \text{した特定建物等の取得価額の合} \\ \text{計額} \end{array}}$$

（注） 超過年分前の各年分において事業の用に供した個々の特定建物等については、その取得価額の調整は行わないことに留意する。

（特定建物等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算）

10の4の2－6 措置法第10条の4の2第3項の規定の適用を受けた特定建物等の対価の額について、個人が当該特定建物等の取得等をして事業の用に供した年（以下この項において「供用年」という。）の翌年以後の年において値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値引きのあった特定建物等に係る同条第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

第10条の5の4（（給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除）関係

（常時使用する従業員の範囲）

10の5の4－1 措置法第10条の5の4第1項及び第5項第9号の「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等の総数によって判定することに留意する。この場合において、繁忙期に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。

（中小事業者であるかどうかの判定の時期）

10の5の4－2 個人が措置法第10条の5の4第3項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、その年12月31日の現況によって判定するものとする。

（注） 措置法第10条の5の4第4項の規定の適用に当たっては、同項の規定の適用を受ける年の12月31日において中小事業者に該当する必要はないが、同条第5項第11号に

（特定建物等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算）

10の4の2－4 措置法第10条の4の2第3項の規定の適用を受けた特定建物等の対価の額について、個人が当該特定建物等の取得等をして事業の用に供した年（以下この項において「供用年」という。）の翌年以後の年において値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値引きのあった特定建物等に係る同条第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

第10条の5の4（（給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除）関係

（新 設）

（中小事業者であるかどうかの判定の時期）

10の5の4－1 個人が措置法第10条の5の4第2項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、その年12月31日の現況によって判定するものとする。

規定する繰越税額控除限度超過額の生じた年の12月31日において中小事業者に該当する必要があることに留意する。

(給与等の範囲)

10の5の4－3 措置法第10条の5の4第5項第2号の給与等とは、法第28条第1項に規定する給与等（以下第10条の5の4関係において「給与等」という。）をいうのであるが、例えば、労働基準法第108条に規定する賃金台帳に記載された支給額（非課税とされる通勤手当等の額を含む。）のみを対象として措置法第10条の5の4第5項第3号及び第4号並びに第8号及び第10号の「給与等の支給額」を計算するなど、合理的な方法により継続して給与等の支給額を計算している場合には、これを認める。

(補填額の範囲)

10の5の4－4 措置法第10条の5の4第5項第3号から第5号まで、第8号及び第10号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「補填額」には、補助金等（補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに類する性質を有するものをいい、国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものを除く。以下同じ。）のうち次に掲げるものの交付額が該当する。

- (1) 補助金等の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける個人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされているもの
- (2) (1)に掲げるもののほか、補助金等の交付額の算定方法が給与等の支給実績又は支給単価（雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ決められている給与等の支給額をいう。）を基礎として定められているもの

(注) 1 補助金等には、役務の提供に対する対価の性質を有するものは含まれないことに留意する。

2 例えば、看護職員処遇改善評価料の額及び介護職員処遇改善加算の額のように、イからハまでに掲げる報酬の額その他これらに類する公定価格（法令又は法令に基づく行政庁の命令、許可、認可その他の処分に基づく価格をいう。）が設定されている取引における取引金額に含まれる額は、役務の提供に対する対価の性質を有するため本文の「補填額」に該当しない。

イ 健康保険法その他法令の規定に基づく診療報酬の額

ロ 介護保険法その他法令の規定に基づく介護報酬の額

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他法令の規定に基づく障害福祉サービス等報酬の額

(給与等の範囲)

10の5の4－2 措置法第10条の5の4第3項第2号の給与等とは、法第28条第1項に規定する給与等（以下第10条の5の4関係において「給与等」という。）をいうのであるが、例えば、労働基準法第108条に規定する賃金台帳に記載された支給額（非課税とされる通勤手当等の額を含む。）のみを対象として措置法第10条の5の4第3項第3号及び第4号並びに第8号及び第9号の「給与等の支給額」を計算するなど、合理的な方法により継続して給与等の支給額を計算している場合には、これを認める。

(他の者から支払を受ける金額の範囲)

10の5の4－3 措置法第10条の5の4第3項第3号から第5号まで、第8号及び第9号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者……から支払を受ける金額」とは、次に掲げる金額が該当する。

- (1) 補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに準ずるもの（以下この項において「補助金等」という。）の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける個人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされている場合のその補助金等の交付額
- (2) (1)以外の補助金等の交付額で、資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供に係る反対給付としての交付額に該当しないもののうち、その算定方法が給与等の支給実績又は支給単価（雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ決められている給与等の支給額をいう。）を基礎として定められているもの

(雇用安定助成金額の範囲)

10の5の4－5 措置法第10条の5の4第5項第3号及び第5号イの「国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額」には、次のものが該当する。

- (1) 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金又は緊急雇用安定助成金の額
- (2) (1)に上乗せして支給される助成金の額その他の(1)に準じて地方公共団体から支給される助成金の額

(資産の取得価額に算入された給与等)

10の5の4－6 措置法第10条の5の4第5項第3号及び第4号並びに第8号及び第10号の「給与等の支給額」は、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるものが対象になるのであるが、例えば、自己の製造等に係る棚卸資産の取得価額に算入された給与等の額や自己の製作に係るソフトウェアの取得価額に算入された給与等の額について、個人が継続してその給与等を支給した日の属する年分の「給与等の支給額」に含めて計算することとしている場合には、その計算を認める。

第10条の5の6((事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の5の6－2 措置法第10条の5の6第1項に規定する認定事業適応事業者が、その取得又は製作をした同項又は同条第7項に規定する情報技術事業適応設備を自己の下請業者に貸与した場合において、当該情報技術事業適応設備が専ら当該認定事業適応事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該情報技術事業適応設備は当該認定事業適応事業者の営む事業の用に供したものととして取り扱う。同条第5項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者が、その取得又は製作若しくは建設(以下第10条の5の6関係において「取得等」という。)をした同項に規定する生産工程効率化等設備(以下第10条の5の6関係において「生産工程効率化等設備」という。)を自己の下請業者に貸与した場合についても、同様とする。

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

10の5の6－4 個人が措置法第10条の5の6第9項第1号に規定する中小事業者に該当

(雇用安定助成金額の範囲)

10の5の4－4 措置法第10条の5の4第3項第3号及び第5号イの「国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額」とは、次のものが該当する。

- (1) 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金又は緊急雇用安定助成金の額
- (2) (1)に上乗せして支給される助成金の額その他の(1)に準じて地方公共団体から支給される助成金の額

(資産の取得価額に算入された給与等)

10の5の4－5 措置法第10条の5の4第3項第3号及び第4号並びに第8号及び第9号の「給与等の支給額」は、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるものが対象になるのであるが、例えば、自己の製造等に係る棚卸資産の取得価額に算入された給与等の額や自己の製作に係るソフトウェアの取得価額に算入された給与等の額について、個人が継続してその給与等を支給した日の属する年分の「給与等の支給額」に含めて計算することとしている場合には、その計算を認める。

第10条の5の6((事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の5の6－2 措置法第10条の5の6第1項に規定する認定事業適応事業者が、その取得又は製作(以下第10条の5の6関係において「取得等」という。)をした同項又は同条第7項に規定する情報技術事業適応設備(以下第10条の5の6関係において「情報技術事業適応設備」という。)を自己の下請業者に貸与した場合において、当該情報技術事業適応設備が専ら当該認定事業適応事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該情報技術事業適応設備は当該認定事業適応事業者の営む事業の用に供したものととして取り扱う。同条第5項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者(以下第10条の5の6関係において「認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者」という。)が、その取得又は製作若しくは建設をした同項に規定する生産工程効率化等設備等(以下第10条の5の6関係において「生産工程効率化等設備等」という。)を自己の下請業者に貸与した場合についても、同様とする。

(新 設)

するかどうかは、生産工程効率化等設備の取得等をした日及び当該生産工程効率化等設備を事業の用に供した日の現況による。

第10条の6（（所得税の額から控除される特別控除額の特例））関係

（常時使用する従業員の範囲）

10の6－3 措置法第10条の6第5項第1号イ(1)の「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等の総数によって判定することに留意する。この場合において、繁忙期に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。

第12条（（特定地域における工業用機械等の特別償却））関係

（生産等設備等の範囲）

12－1 措置法令第6条の3第2項各号及び第10項に規定する生産等設備は、措置法第12条第1項の表の各号の第3欄に掲げる製造業若しくは特定経済金融活性化産業に属する事業又は措置法令第6条の3第4項、第6項若しくは第9項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、事務所、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。
同条第19項、第21項又は第23項に規定する設備についても、同様とする。

（一の生産等設備等の取得価額基準の判定）

12－3 措置法令第6条の3第2項各号又は第10項の一の生産等設備で、これらを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が措置法第12条第2項に規定する政令で定める規模に該当するかどうかについては、当該一の生産等設備を構成する減価償却資産のうちに他の特別償却等の規定（措置法第12条第1項から第3項までの規定以外の特別償却等の規定をいう。以下この項において同じ。）の適用を受けるものがある場合であっても、当該他の特別償却等の規定の適用を受けるものの取得価額を含めたところにより判定することに留意する。

措置法令第6条の3第19項、第21項又は第23項の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が措置法第12条第4項の表の各号の下欄に規定する政令で定める規模に該当するかどうかについても、同様とする。

（国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額）

第10条の6（（所得税の額から控除される特別控除額の特例））関係

10の6－3 削除

第12条（（特定地域における工業用機械等の特別償却））関係

（生産等設備等の範囲）

12－1 措置法令第6条の3第2項各号及び第10項に規定する生産等設備は、措置法第12条第1項の表の各号の第3欄に掲げる製造業若しくは特定経済金融活性化産業に属する事業又は措置法令第6条の3第4項、第6項若しくは第9項に規定する事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、事務所、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。
同条第19項、第21項、第23項、第25項に規定する設備についても、同様とする。

（一の生産等設備等の取得価額基準の判定）

12－3 措置法令第6条の3第2項各号又は第10項の一の生産等設備で、これらを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が措置法第12条第2項に規定する政令で定める規模に該当するかどうかについては、当該一の生産等設備を構成する減価償却資産のうちに他の特別償却等の規定（措置法第12条第1項から第3項までの規定以外の特別償却等の規定をいう。以下この項において同じ。）の適用を受けるものがある場合であっても、当該他の特別償却等の規定の適用を受けるものの取得価額を含めたところにより判定することに留意する。

措置法令第6条の3第19項、第21項、第23項又は第25項の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が措置法第12条第4項の表の各号の下欄に規定する政令で定める規模に該当するかどうかについても、同様とする。

（国庫補助金等をもって取得等した減価償却資産の取得価額）

12－4 措置法令第6条の3第2項第1号イ又は第2号イの一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産のうちに、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等に係るもの若しくは同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるもの若しくは法第43条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたものがある場合又は措置法第33条の6第2項、第37条の3第4項若しくは第37条の5第3項の規定により措置法第12条の規定の適用がないこととされるものがある場合において、措置法令第6条の3第2項第1号イ又は第2号イに規定する取得価額の合計額が1,000万円又は500万円を超えるかどうかを判定するときは、令第90条第2項各号若しくは第91条第2項、措置法第33条の6第1項、第37条の3第1項又は第37条の5第4項の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。 措置法令第6条の3第2項第1号ロ若しくは第2号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円若しくは50万円を超えるかどうか、同条第10項の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうか又は同条第19項、第21項若しくは第23項の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。	12－4 措置法令第6条の3第2項第1号イ又は第2号イの一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産のうちに、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等に係るもの若しくは同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるもの若しくは法第43条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたものがある場合又は措置法第33条の6第2項、第37条の3第4項若しくは第37条の5第3項の規定により措置法第12条の規定の適用がないこととされるものがある場合において、措置法令第6条の3第2項第1号イ又は第2号イに規定する取得価額の合計額が1,000万円又は500万円を超えるかどうかを判定するときは、令第90条第2項各号若しくは第91条第2項、措置法第33条の6第1項、第37条の3第1項又は第37条の5第4項の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。 措置法令第6条の3第2項第1号ロ若しくは第2号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円若しくは50万円を超えるかどうか、同条第10項の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうか又は同条第19項、第21項、<u>第23項若しくは第25項</u>の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかを判定する場合においても、同様とする。
(取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか等の判定) 12－11 措置法令第6条の3第2項第1号イ若しくは同項第2号イの一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円又は500万円を超えるかどうかは、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定することに留意する。 同項第1号ロ若しくは第2号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円若しくは50万円を超えるかどうか、同条第10項の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうか又は同条第19項、第21項若しくは第23項の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。	(取得価額の合計額が1,000万円を超えるかどうか等の判定) 12－11 措置法令第6条の3第2項第1号イ若しくは同項第2号イの一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が1,000万円又は500万円を超えるかどうかは、その新設又は増設に係る事業計画ごとに判定することに留意する。 同項第1号ロ若しくは第2号ロの機械及び装置並びに器具及び備品で一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が100万円若しくは50万円を超えるかどうか、同条第10項の一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうか又は同条第19項、第21項、<u>第23項若しくは第25項</u>の一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が500万円以上であるかどうかの判定についても、同様とする。
(廃 止) (廃 止)	<u>第13条((事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却)関係)</u> <u>(特別償却の対象となる建物の附属設備の範囲)</u>
(廃 止)	<u>13－1 措置法第13条第1項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする建物附属設備に限られることに留意する。</u> <u>(相続により事業再編促進機械等を承継した者に対する取扱い)</u>

(廃 止)

第13条((輸出事業用資産の割増償却))関係

(特別償却の対象となる建物の附属設備の範囲)

13－1 措置法第13条第1項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。

(開発研究の意義)

13－2 措置法第13条第1項に規定する開発研究とは、措置法令第6条の5第2項各号に掲げる試験研究をいうのであるが、次に掲げるような試験研究を基礎とし、これらの試験研究の成果を企業化するためのデータの収集も含まれることに留意する。

(1) 新たな製品のうち当該個人の既存の製品と構造、品種その他の特性が著しく異なるものの製造を目的として行う試験研究

13－2 措置法第13条第1項に規定する事業再編促進機械等(以下第13条関係において「事業再編促進機械等」という。)を相続(包括遺贈を含む。以下15－2までにおいて同じ。)により取得した者の同条第1項の規定の適用については、当該相続により取得した者が、同項に規定する事業を当該相続により承継した者であり、かつ、当該相続の開始があった日の属する年分の所得税につき青色申告書を提出できる者で同項に規定する認定事業再編事業者(以下第13条関係において「認定事業再編事業者」という。)に該当するものである場合には、当該相続により取得した者が当該事業再編促進機械等を引き続き有していたものとみなし、同項の規定に基づき、当該相続の日の属する年分以後の各年分の償却費の額を計算することができるものとする。

この場合において、当該相続の日の属する年分の当該相続により取得した当該事業再編促進機械等につき必要経費に算入すべき償却費の額の計算に当たっては、令第132条第1項第1号((年の途中で業務の用に供した減価償却資産等の償却費の特例))の規定に準じて計算する。

また、被相続人の当該事業再編促進機械等に係る償却費の額の計算につき措置法第13条第2項の規定による償却不足額があるときは、同項の規定に準じて償却費の額を計算する。

(償却不足額の処理についての留意事項)

13－3 措置法第13条第2項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分について青色申告書を提出する認定事業再編事業者であり、かつ、同条第1項の規定の適用を受けた事業再編促進機械等を引き続きその営む事業の用に供している場合に限り適用があることに留意する。

第13条の2((輸出事業用資産の割増償却))関係

(特別償却の対象となる建物の附属設備の範囲)

13の2－1 措置法第13条の2第1項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。

(新 設)

(2) <u>新たな製品を製造するために行う新たな資源の利用方法の研究</u> (3) <u>新たな技術のうち当該個人の既存の技術と原理又は方法が異なるものの発明を目的として行う試験研究</u>	
(相続により輸出事業用資産を承継した者に対する取扱い)	(相続により輸出事業用資産を承継した者に対する取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)
<u>13－3 措置法第13条第1項に規定する輸出事業用資産（以下第13条関係において「輸出事業用資産」という。）を相続（包括遺贈を含む。以下15－2までにおいて同じ。）により取得した者の同条第1項の規定の適用については、当該相続により取得した者が、同項に規定する事業を当該相続により承継した者であり、かつ、当該相続の開始があった日の属する年分の所得税につき青色申告書を提出できる者で同項に規定する認定輸出事業者（以下第13条関係において「認定輸出事業者」という。）に該当するものである場合には、当該相続により取得した者が当該輸出事業用資産を引き続き有していたものとみなし、同項の規定に基づき、当該相続の日の属する年分以後の各年分の償却費の額を計算することができるものとする。</u> <u>この場合において、当該相続の日の属する年分の当該相続により取得した当該輸出事業用資産につき必要経費に算入すべき償却費の額の計算に当たっては、令第132条第1項第1号（（年の中途で業務の用に供した減価償却資産等の償却費の特例））の規定に準じて計算する。</u> <u>また、被相続人の当該輸出事業用資産に係る償却費の額の計算につき措置法第13条第2項の規定による償却不足額があるときは、同項の規定に準じて償却費の額を計算する。</u>	<u>13の2－2 13－2及び13－3の取扱いは、措置法第13条の2の規定を適用する場合について準用する。</u>
(償却不足額の処理についての留意事項)	(新 設)
<u>13－4 措置法第13条第2項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分について青色申告書を提出する認定輸出事業者であり、かつ、同条第1項の規定の適用を受けた輸出事業用資産を引き続きその営む事業の用に供している場合に限り適用があることに留意する。</u>	
第14条（（特定都市再生建築物の割増償却））関係	第14条（（特定都市再生建築物の割増償却））関係
(相続により特定都市再生建築物を承継した者に対する取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)	(相続により特定都市再生建築物を承継した者に対する取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)
14－5 13－<u>3</u>及び13－<u>4</u>の取扱いは、措置法第14条の規定を適用する場合について準用する。	14－5 13－<u>2</u>及び13－<u>3</u>の取扱いは、措置法第14条の規定を適用する場合について準用する。

第15条((倉庫用建物等の割増償却))関係

(相続により倉庫用建物等を承継した者に対する取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)

15-2 13-3及び13-4の取扱いは、措置法第15条の規定を適用する場合について準用する。

第28条の2((中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例))関係

(常時使用する従業員の範囲)

28の2-1の2 措置法令第18条の5第1項に規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等の総数によって判定することに留意する。この場合において、酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。

(一時的に貸付けの用に供した減価償却資産)

28の2-1の3 措置法令第18条の5第2項の規定の適用上、中小事業者が減価償却資産を貸付けの用に供したかどうかはその減価償却資産の使用目的、使用状況等を総合勘案して判定されるものであるから、例えば、一時的に貸付けの用に供したような場合において、その貸付けの用に供した事実のみをもって、その減価償却資産が同項に規定する貸付けの用に供したものに該当するとはいえないことに留意する。

(主要な業務として行われる貸付けの例示)

28の2-1の4 措置法規則第9条の9において読み替えて準用する規則第34条の2の規定の適用上、次に掲げる貸付けには、例えば、それぞれ次に定めるような行為が該当する。

- (1) 同条第1項第1号に掲げる貸付け 中小事業者が自己の下請業者に対して、当該下請業者の専ら当該中小事業者のためにする製品の加工等の用に供される減価償却資産を貸し付ける行為
- (2) 同項第2号に掲げる貸付け 小売業を営む中小事業者がその小売店の駐車場の遊休スペースを活用して自転車その他の減価償却資産を貸し付ける行為
- (3) 同項第3号に掲げる貸付け 不動産貸付業を営む中小事業者がその貸し付ける建物の賃借人に対して、家具、電気機器その他の減価償却資産を貸し付ける行為

(注) 本文の(1)から(3)までに定める行為であっても、同条第2項に規定する場合に該当するものは、措置法令第18条の5第2項に規定する主要な業務として行われる貸付け

第15条((倉庫用建物等の割増償却))関係

(相続により倉庫用建物等を承継した者に対する取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)

15-2 13-2及び13-3の取扱いは、措置法第15条の規定を適用する場合について準用する。

第28条の2((中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例))関係

(新 設)

(一時的に貸付けの用に供した減価償却資産)

28の2-1の2 措置法令第18条の5第2項の規定の適用上、中小事業者が減価償却資産を貸付けの用に供したかどうかはその減価償却資産の使用目的、使用状況等を総合勘案して判定されるものであるから、例えば、一時的に貸付けの用に供したような場合において、その貸付けの用に供した事実のみをもって、その減価償却資産が同項に規定する貸付けの用に供したものに該当するとはいえないことに留意する。

(主要な業務として行われる貸付けの例示)

28の2-1の3 措置法規則第9条の9において読み替えて準用する規則第34条の2の規定の適用上、次に掲げる貸付けには、例えば、それぞれ次に定めるような行為が該当する。

- (1) 同条第1項第1号に掲げる貸付け 中小事業者が自己の下請業者に対して、当該下請業者の専ら当該中小事業者のためにする製品の加工等の用に供される減価償却資産を貸し付ける行為
- (2) 同項第2号に掲げる貸付け 小売業を営む中小事業者がその小売店の駐車場の遊休スペースを活用して自転車その他の減価償却資産を貸し付ける行為
- (3) 同項第3号に掲げる貸付け 不動産貸付業を営む中小事業者がその貸し付ける建物の賃借人に対して、家具、電気機器その他の減価償却資産を貸し付ける行為

(注) 本文の(1)から(3)までに定める行為であっても、同条第2項に規定する場合に該当するものは、措置法令第18条の5第2項に規定する主要な業務として行われる貸付け

に該当しないことに留意する。

第28条の4（（土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例）関係

（宅地建物取引業法に規定する報酬の額の範囲）

28の4－11 土地等の売買又は交換の代理又は媒介の行為をした場合において、当該行為につき受ける収入金額を対価の部分と当該行為に通常要する費用の額に対応する部分とに区分しているときであっても、次に掲げるものを除き、その行為に係る報酬の額は、当該収入金額によることに留意する。

- (1) 昭和45年10月23日付建設省告示第1552号「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額を定める件」第9①ただし書に規定する広告の料金相当額
- (2) 依頼者の特別の依頼により行う遠隔地における現地調査に要する費用で事前に依頼者の承諾があるものにつき別途に受領した金額

第29条の2（（特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等）関係

（分割等株式の範囲）

29の2－2 措置法第29条の2第1項の規定を受けて取得する株式を発行した法人が行う令第113条第1項に規定する分割型分割（以下この項において「分割型分割」という。）や令第113条の2第1項に規定する株式分配（以下この項において「株式分配」という。）により取得した措置法令第19条の3第11項に規定する分割承継法人株式、分割承継親法人株式又は完全子法人株式は、同項に規定する分割等株式（以下この項において「分割等株式」という。）に該当することとなる。

ただし、分割型分割又は株式分配が、令第113条第4項又は第113条の2第3項の規定により分割型分割又は株式分配に該当しないものとされるときは、取得した株式は分割等株式に該当しないことに留意する。

（特定従事者の特定株式を取得するために要した負債の利子がある場合）

29の2－4 措置法第29条の2第5項の規定については、特例適用者が国外転出の時に有する同条第4項に規定する特定株式（同項に規定する取締役等の特定株式を除く。以下この項において同じ。）のうち、同条第5項に規定する国外転出時価額が当該国外転出の時のにおける売上原価の額又は取得費の額を超えるもので、かつ、当該特定株式に係る特定新株予約権の行使をした日における当該特定株式の価額に相当する金額が同日における売上

に該当しないことに留意する。

第28条の4（（土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例）関係

（宅地建物取引業法に規定する報酬の額の範囲）

28の4－11 土地等の売買又は交換の代理又は媒介の行為をした場合において、当該行為につき受ける収入金額を対価の部分と当該行為に通常要する費用の額に対応する部分とに区分しているときであっても、次に掲げるものを除き、その行為に係る報酬の額は、当該収入金額によることに留意する。

- (1) 昭和45年10月23日付建設省告示第1552号「宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額を定める件」第7①ただし書に規定する広告の料金相当額
- (2) 依頼者の特別の依頼により行う遠隔地における現地調査に要する費用で事前に依頼者の承諾があるものにつき別途に受領した金額

第29条の2（（特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等）関係

（分割等株式の範囲）

29の2－2 措置法第29条の2第1項の規定を受けて取得する株式を発行した法人が行う令第113条第1項に規定する分割型分割（以下この項において「分割型分割」という。）や令第113条の2第1項に規定する株式分配（以下この項において「株式分配」という。）により取得した措置法令第19条の3第9項に規定する分割承継法人株式、分割承継親法人株式又は完全子法人株式は、同項に規定する分割等株式（以下この項において「分割等株式」という。）に該当することとなる。

ただし、分割型分割又は株式分配が、令第113条第4項又は第113条の2第3項の規定により分割型分割又は株式分配に該当しないものとされるときは、取得した株式は分割等株式に該当しないことに留意する。

（特定従事者の特定株式を取得するために要した負債の利子がある場合）

29の2－4 措置法第29条の2第5項の規定については、特例適用者が国外転出の時に有する同条第4項に規定する特定株式（同項に規定する取締役等の特定株式を除く。以下この項において同じ。）のうち、同条第5項に規定する国外転出時価額が当該国外転出の時のにおける売上原価の額又は取得費の額を超えるもので、かつ、当該特定株式に係る特定新株予約権の行使をした日における当該特定株式の価額に相当する金額が同日における売上

原価の額又は取得費の額を超えるものに適用があるのであるが、当該特定株式に係る特定新株予約権を行使するために要した負債の利子で、当該国外転出の時に当該特定株式の譲渡があったものとした場合に一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除すべきものがあるときは、当該負債の利子をこれらの売上原価の額又は取得費の額に加算して同項の規定の適用を判定して差し支えない。

また、同項の規定により一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算をする場合においては、当該負債の利子を控除して差し支えない。

(注) この項において、「売上原価の額又は取得費の額」は措置法令第19条の3 第16項又は第17項に規定する特定株式の売上原価の額又は取得費の額として計算される金額に相当する金額をいう。

第41条((住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除))関係

(用語の意義)

41-1 この第41条関係の取扱いにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 居住用家屋 措置法第41条第1項に規定する居住用家屋をいう。
- (2) 居住用家屋の新築等 措置法第41条第1項に規定する居住用家屋の新築等をいう。
- (3) 買取再販住宅の取得 措置法第41条第1項に規定する買取再販住宅の取得をいう。
- (4) 既存住宅の取得 措置法第41条第1項に規定する既存住宅の取得をいう。
- (5) 増改築等 措置法第41条第1項に規定する増改築等をいう。
- (6) 住宅の取得等 措置法第41条第1項に規定する住宅の取得等をいう。
- (7) 住宅借入金等 措置法第41条第1項各号に掲げる借入金又は債務をいう。
- (8) 敷地の取得 措置法第41条第1項各号に規定する敷地の用に供される又は供されていた土地等の取得をいう。
- (9) 認定住宅等 措置法第41条第10項に規定する認定住宅等をいう。
- (10) 認定住宅等の新築等 措置法第41条第10項に規定する認定住宅等の新築等をいう。
- (11) 買取再販認定住宅等の取得 措置法第41条第10項に規定する買取再販認定住宅等の取得をいう。
- (12) 認定住宅等の新築取得等 措置法第41条第10項に規定する認定住宅等の新築取得等をいう。
- (13) 認定住宅等借入金等 措置法第41条第10項に規定する認定住宅等借入金等をいう。
- (14) 住宅の新築取得等 住宅の取得等及び認定住宅等の新築取得等をいう。
- (15) 居住日 住宅の新築取得等をして当該住宅の新築取得等に係る家屋を居住の用に供した日をいう。

原価の額又は取得費の額を超えるものに適用があるのであるが、当該特定株式に係る特定新株予約権を行使するために要した負債の利子で、当該国外転出の時に当該特定株式の譲渡があったものとした場合に一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除すべきものがあるときは、当該負債の利子をこれらの売上原価の額又は取得費の額に加算して同項の規定の適用を判定して差し支えない。

また、同項の規定により一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算をする場合においては、当該負債の利子を控除して差し支えない。

(注) この項において、「売上原価の額又は取得費の額」は措置法令第19条の3 第14項又は第15項に規定する特定株式の売上原価の額又は取得費の額として計算される金額に相当する金額をいう。

第41条((住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除))関係

(用語の意義)

41-1 この第41条関係の取扱いにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 居住用家屋 措置法第41条第1項に規定する居住用家屋をいう。
- (2) 居住用家屋の新築等 措置法第41条第1項に規定する居住用家屋の新築等をいう。
- (3) 買取再販住宅の取得 措置法第41条第1項に規定する買取再販住宅の取得をいう。
- (4) 既存住宅の取得 措置法第41条第1項に規定する既存住宅の取得をいう。
- (5) 増改築等 措置法第41条第1項に規定する増改築等をいう。
- (6) 住宅の取得等 措置法第41条第1項に規定する住宅の取得等をいう。
- (7) 住宅借入金等 措置法第41条第1項各号に掲げる借入金又は債務をいう。
- (8) 敷地の取得 措置法第41条第1項各号に規定する敷地の用に供される又は供されていた土地等の取得をいう。
- (9) 認定住宅等 措置法第41条第10項に規定する認定住宅等をいう。
- (10) 認定住宅等の新築等 措置法第41条第10項に規定する認定住宅等の新築等をいう。
- (11) 買取再販認定住宅等の取得 措置法第41条第10項に規定する買取再販認定住宅等の取得をいう。
- (12) 認定住宅等の新築取得等 措置法第41条第10項に規定する認定住宅等の新築取得等をいう。
- (13) 認定住宅等借入金等 措置法第41条第10項に規定する認定住宅等借入金等をいう。
- (14) 住宅の新築取得等 住宅の取得等及び認定住宅等の新築取得等をいう。
- (15) 居住日 住宅の新築取得等をして当該住宅の新築取得等に係る家屋を居住の用に供した日をいう。

(16) 居住年 居住日の属する年をいう。

(17) 控除適用期間 居住年以後10年間(居住年が平成19年若しくは平成20年で措置法第41条第6項の規定を適用する場合には15年間とし、居住年が令和4年若しくは令和5年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等若しくは買取再販住宅の取得に該当するものである場合、居住年が令和4年から令和7年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は居住日が令和元年10月1日から令和2年12月31日までの期間内で同条第15項若しくは第18項の規定を適用する場合には13年間とする。)をいう。

(18) 家屋の取得対価の額 住宅の新築取得等に係る家屋の建築工事の請負代金又は取得の対価の額をいう。

(19) 敷地の取得対価の額 敷地の取得の対価の額をいう。

(20) 家屋等の取得対価の額 家屋の取得対価の額及び敷地の取得対価の額の合計額をいう。

(21) 増改築等に要した費用の額 増改築等に係る工事に要した費用の額をいう。

(居住の用に供した場合)

41-1の2 措置法第41条第1項、第6項、第10項、第15項及び第18項に規定する「その者の居住の用に供した場合」とは、住宅の新築取得等をした者が、現にその居住の用に供した場合をいうのであるが、その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしていない場合において、その住宅の新築取得等をした日から6月以内にその家屋(増改築等をした家屋については、その増改築等に係る部分。以下41-5までにおいて同じ。)をこれらの親族がその居住の用に供したときで、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとする。

(引き続き居住の用に供している場合)

41-2 措置法第41条第1項、第6項、第10項、第15項及び第18項に規定する「引き続きその居住の用に供している」とは、住宅の新築取得等をした者が現に引き続きその居住の用に供していることをいうのであるが、これに該当するかどうかの判定に当たっては、次による。

(1) その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしないこととなった場合において、その家屋をこれらの親族が引き続きその居住の用に供しており、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、その

(16) 居住年 居住日の属する年をいう。

(17) 控除適用期間 居住年以後10年間(居住年が平成19年若しくは平成20年で措置法第41条第6項の規定を適用する場合には15年間とし、居住年が令和4年若しくは令和5年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等若しくは買取再販住宅の取得に該当するものである場合、居住年が令和4年から令和7年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は居住日が令和元年10月1日から令和2年12月31日までの期間内で同条第13項若しくは第16項の規定を適用する場合には13年間とする。)をいう。

(18) 家屋の取得対価の額 住宅の新築取得等に係る家屋の建築工事の請負代金又は取得の対価の額をいう。

(19) 敷地の取得対価の額 敷地の取得の対価の額をいう。

(20) 家屋等の取得対価の額 家屋の取得対価の額及び敷地の取得対価の額の合計額をいう。

(21) 増改築等に要した費用の額 増改築等に係る工事に要した費用の額をいう。

(居住の用に供した場合)

41-1の2 措置法第41条第1項、第6項、第10項、第13項及び第16項に規定する「その者の居住の用に供した場合」とは、住宅の新築取得等をした者が、現にその居住の用に供した場合をいうのであるが、その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしていない場合において、その住宅の新築取得等をした日から6月以内にその家屋(増改築等をした家屋については、その増改築等に係る部分。以下41-5までにおいて同じ。)をこれらの親族がその居住の用に供したときで、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとする。

(引き続き居住の用に供している場合)

41-2 措置法第41条第1項、第6項、第10項、第13項及び第16項に規定する「引き続きその居住の用に供している」とは、住宅の新築取得等をした者が現に引き続きその居住の用に供していることをいうのであるが、これに該当するかどうかの判定に当たっては、次による。

(1) その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしないこととなった場合において、その家屋をこれらの親族が引き続きその居住の用に供しており、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、その

者がその家屋を引き続き居住の用に供しているものとする。

- (2) 災害により、その家屋が控除適用期間内に一部損壊した場合において、その損壊部分の補修工事等のため一時的にその者がその家屋を居住の用に供しないこととなる期間があったときは、その期間もその者が引き続き居住の用に供しているものとする。

(注) その家屋が、上記(2)の一時的に居住の用に供しない場合ではなく、災害により居住の用に供することができなくなった場合には、措置法第41条第34項の規定の適用があることに留意する。

(居住の用に供しなくなった場合)

41-3 措置法第41条第28項及び第31項に規定する「その者の居住の用に供しなくなった」とは、住宅の新築取得等をした者が現に居住の用に供しなくなったことをいうのであるが、同条第28項及び第31項に規定する給与等の支払者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由に基づいてその者が居住の用に供しなくなった後も、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族がその家屋を引き続き居住の用に供していた場合で、これらの親族がその者と共に居住することに伴い転居してその家屋を居住の用に供しなくなったときは、これに該当するものとする。

(再び居住の用に供した場合)

41-4 措置法第41条第28項及び第31項に規定する「再びその者の居住の用に供した」とは、住宅の新築取得等をした者が現に再び当該住宅の新築取得等に係る家屋を居住の用に供したことをいうのであるが、その者の配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族が再びその居住の用に供したときで、同条第28項及び第31項に規定する「給与等の支払者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由」が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとする。

(繰上返済等をした場合)

41-19 住宅借入金等、措置法第41条第6項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等（41-22において「特例住宅借入金等」という。）、認定住宅等借入金等、同条第15項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等（41-22において「特別特定住宅借入金等」という。）又は同条第18項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等（41-22において「認定特別特定住宅借入金等」という。）の金額に係る契約において、その年の翌年以後に返済等をすべきこととされている住宅借入金等の金額につき、その年に繰り上げて返済等をした場合であっても、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高については、同条第1項、第6項、第10項、第15項又は第18項の規定の適用があるのであるが、例えば、そ

者がその家屋を引き続き居住の用に供しているものとする。

- (2) 災害により、その家屋が控除適用期間内に一部損壊した場合において、その損壊部分の補修工事等のため一時的にその者がその家屋を居住の用に供しないこととなる期間があったときは、その期間もその者が引き続き居住の用に供しているものとする。

(注) その家屋が、上記(2)の一時的に居住の用に供しない場合ではなく、災害により居住の用に供することができなくなった場合には、措置法第41条第32項の規定の適用があることに留意する。

(居住の用に供しなくなった場合)

41-3 措置法第41条第26項及び第29項に規定する「その者の居住の用に供しなくなった」とは、住宅の新築取得等をした者が現に居住の用に供しなくなったことをいうのであるが、同条第26項及び第29項に規定する給与等の支払者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由に基づいてその者が居住の用に供しなくなった後も、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族がその家屋を引き続き居住の用に供していた場合で、これらの親族がその者と共に居住することに伴い転居してその家屋を居住の用に供しなくなったときは、これに該当するものとする。

(再び居住の用に供した場合)

41-4 措置法第41条第26項及び第29項に規定する「再びその者の居住の用に供した」とは、住宅の新築取得等をした者が現に再び当該住宅の新築取得等に係る家屋を居住の用に供したことをいうのであるが、その者の配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族が再びその居住の用に供したときで、同条第26項及び第29項に規定する「給与等の支払者からの転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由」が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとする。

(繰上返済等をした場合)

41-19 住宅借入金等、措置法第41条第6項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等（41-22において「特例住宅借入金等」という。）、認定住宅等借入金等、同条第13項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等（41-22において「特別特定住宅借入金等」という。）又は同条第16項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等（41-22において「認定特別特定住宅借入金等」という。）の金額に係る契約において、その年の翌年以後に返済等をすべきこととされている住宅借入金等の金額につき、その年に繰り上げて返済等をした場合であっても、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高については、同条第1項、第6項、第10項、第13項又は第16項の規定の適用があるのであるが、例えば、そ

の年の翌年以後に返済等をすべきこととされている住宅借入金等の金額の全額につき、その年に繰り上げて返済等をした場合など、当該繰上返済等により償還期間又は割賦期間が10年未満となる場合のその年についてはこれらの規定の適用はないものとする。

(注) 借入金等の借換えをした場合には、41-16の適用がある場合があることに留意する。

(その年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額等)

41-22 措置法第41条第2項に規定するその年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額、同条第6項に規定するその年12月31日における特例住宅借入金等の金額の合計額、同条第10項に規定するその年12月31日における認定住宅等借入金等の金額の合計額、同条第15項に規定するその年12月31日における特別特定住宅借入金等の金額の合計額及び同条第18項に規定するその年12月31日における認定特別特定住宅借入金等の金額の合計額は、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高、特例住宅借入金等の金額の残高、認定住宅等借入金等の金額の残高、特別特定住宅借入金等の金額の残高又は認定特別特定住宅借入金等の金額の残高を基として計算された金額をいうものとする。

(注) 措置法規則別表第8(1)に規定する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下第41条関係において「借入金の年末残高等証明書」という。)及び措置法規則別表第8(2)に規定する「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書」(以下41-31において「借入金の年末残高等調書」という。)の「年末残高」欄は、41-31により、その年12月31日における住宅借入金等の金額の予定額が記載される場合があることに留意する。

(家屋の取得対価の額の範囲)

41-24 「家屋の取得対価の額」には、次に掲げる金額を含むものとする。

- (1) その家屋と一体として取得した当該家屋の電気設備、給排水設備、衛生設備及びガス設備等の附属設備の取得の対価の額
- (2) その家屋の取得の日以後居住の用に供する日前にした当該家屋に係る修繕に要した費用の額又は措置法第41条第35項に規定する要耐震改修住宅の同項に規定する耐震改修に要した費用の額
- (3) その家屋が措置法令第26条第1項第2号に規定する区分所有に係るものである場合には、当該家屋に係る廊下、階段その他その共用に供されるべき部分のうち、その者の持分に係る部分の取得の対価の額

(注) 割賦払の方法により支払うこととされている債務に係る利息(遅延利息を含む。)や割賦事務手数料に相当する金額のようなものは、家屋の取得対価の額には含まれないことに留意する。

の年の翌年以後に返済等をすべきこととされている住宅借入金等の金額の全額につき、その年に繰り上げて返済等をした場合など、当該繰上返済等により償還期間又は割賦期間が10年未満となる場合のその年についてはこれらの規定の適用はないものとする。

(注) 借入金等の借換えをした場合には、41-16の適用がある場合があることに留意する。

(その年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額等)

41-22 措置法第41条第2項に規定するその年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額、同条第6項に規定するその年12月31日における特例住宅借入金等の金額の合計額、同条第10項に規定するその年12月31日における認定住宅等借入金等の金額の合計額、同条第13項に規定するその年12月31日における特別特定住宅借入金等の金額の合計額及び同条第16項に規定するその年12月31日における認定特別特定住宅借入金等の金額の合計額は、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高、特例住宅借入金等の金額の残高、認定住宅等借入金等の金額の残高、特別特定住宅借入金等の金額の残高又は認定特別特定住宅借入金等の金額の残高を基として計算された金額をいうものとする。

(注) 措置法規則別表第8(1)に規定する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下第41条関係において「借入金の年末残高等証明書」という。)の「年末残高」欄は、41-31により、その年12月31日における住宅借入金等の金額の予定額が記載される場合があることに留意する。

(家屋の取得対価の額の範囲)

41-24 「家屋の取得対価の額」には、次に掲げる金額を含むものとする。

- (1) その家屋と一体として取得した当該家屋の電気設備、給排水設備、衛生設備及びガス設備等の附属設備の取得の対価の額
- (2) その家屋の取得の日以後居住の用に供する日前にした当該家屋に係る修繕に要した費用の額又は措置法第41条第33項に規定する要耐震改修住宅の同項に規定する耐震改修に要した費用の額
- (3) その家屋が措置法令第26条第1項第2号に規定する区分所有に係るものである場合には、当該家屋に係る廊下、階段その他その共用に供されるべき部分のうち、その者の持分に係る部分の取得の対価の額

(注) 割賦払の方法により支払うこととされている債務に係る利息(遅延利息を含む。)や割賦事務手数料に相当する金額のようなものは、家屋の取得対価の額には含まれないことに留意する。

(補助金等)

41-26の2 措置法第41条第22項並びに措置法令第26条第6項及び第25項に規定する補助金等（以下41-26の4までにおいて「補助金等」という。）は、次によるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体から直接交付される補助金等のほか、国又は地方公共団体から補助金等の交付事務の委託を受けた法人を通じて交付されるものも含まれる。
- (2) 補助金等は、補助金又は給付金等の名称にかかわらず、住宅の取得等と相当の因果関係のあるものをいうものとする。この場合、住宅借入金等又は認定住宅等借入金等の利子の支払に充てるために交付されるいわゆる利子補給金はこれに該当しない。

(注) 1 補助金等には、金銭で交付されるもののほか、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって交付されるものも含まれる。

2 補助金等は、法第42条若しくは第43条に規定する国庫補助金等に該当するか否かを問わないこと又はこれらの規定を適用するか否かを問わないことに留意する。

3 41-24から41-26までにより家屋の取得対価の額等に含まれるものの取得等に関し交付される補助金又は給付金等も補助金等に該当する。

(一の個人の扶養親族等が他の個人の扶養親族に該当する場合)

41-29の2 一の個人の配偶者が他の個人の年齢19歳未満の扶養親族にも該当する場合又は2以上の個人の年齢19歳未満の扶養親族に該当する者がある場合において、措置法第41条第13項の規定の適用を受けるに当たっては、これらの個人はいずれも配偶者又は年齢19歳未満の扶養親族を有することとなることに留意する。

(年の中途において死亡した者の親族等が扶養親族に該当するかどうかの判定)

41-29の3 年の中途において死亡した個人の親族（法第2条第1項第34号（定義））に規定する児童を含む。以下この項において「親族等」という。）がその個人の措置法第41条第13項に規定する年齢19歳未満の扶養親族に該当するかどうかは、その死亡の時の現況により見積もったその年1月1日から12月31日までの当該親族等の合計所得金額により判定する。

(宅地建物取引業者からの取得の日等)

41-29の4 措置法第41条第22項に規定する特定増改築等（以下この項において「特定増改築等」という。）に該当するかどうかについては、次により判定することに留意する。

- (1) 措置法第41条第1項に規定する個人が同項に規定する宅地建物取引業者から特定増改築等をした家屋を取得した日及び当該宅地建物取引業者が当該家屋を取得した日については、それぞれ当該家屋に係る登記事項証明書において当該家屋の取得に係る売買

(補助金等)

41-26の2 措置法第41条第20項並びに措置法令第26条第6項及び第25項に規定する補助金等（以下41-26の4までにおいて「補助金等」という。）は、次によるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体から直接交付される補助金等のほか、国又は地方公共団体から補助金等の交付事務の委託を受けた法人を通じて交付されるものも含まれる。
- (2) 補助金等は、補助金又は給付金等の名称にかかわらず、住宅の取得等と相当の因果関係のあるものをいうものとする。この場合、住宅借入金等又は認定住宅等借入金等の利子の支払に充てるために交付されるいわゆる利子補給金はこれに該当しない。

(注) 1 補助金等には、金銭で交付されるもののほか、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって交付されるものも含まれる。

2 補助金等は、法第42条若しくは第43条に規定する国庫補助金等に該当するか否かを問わないこと又はこれらの規定を適用するか否かを問わないことに留意する。

3 41-24から41-26までにより家屋の取得対価の額等に含まれるものの取得等に関し交付される補助金又は給付金等も補助金等に該当する。

(新 設)

(新 設)

(宅地建物取引業者からの取得の日等)

41-29の2 措置法第41条第20項に規定する特定増改築等（以下この項において「特定増改築等」という。）に該当するかどうかについては、次により判定することに留意する。

- (1) 措置法第41条第1項に規定する個人が同項に規定する宅地建物取引業者から特定増改築等をした家屋を取得した日及び当該宅地建物取引業者が当該家屋を取得した日については、それぞれ当該家屋に係る登記事項証明書において当該家屋の取得に係る売買

が行われた日として記載されている日とする。

- (2) 工事に要した費用の総額及び家屋の譲渡の対価の額については、それぞれ消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた金額とする。

(災害の意義)

41－29の5 措置法第41条第34項に規定する災害とは、法第2条第1項第27号((定義))に規定する災害をいう。

(引き続きその個人の居住の用に供していた家屋)

41－29の6 措置法第41条第1項の定めるところにより居住の用に供した家屋が、その居住の用に供した日の属する年において、災害により居住の用に供することができなくなった場合であっても、その災害のあった日まで引き続きその個人の居住の用に供していた家屋は、同条第34項に規定する従前家屋(41－29の8において「従前家屋」という。)に該当することに留意する。

(災害により居住の用に供することができなくなった場合)

41－29の7 措置法第41条第34項に規定する「災害により居住の用に供することができなくなった場合」とは、災害により、客観的にみてその家屋が一般的に居住の用に供することができない状態になった事実がある場合をいう。したがって、例えば、り災証明書に記載された損害の程度が一部損壊である場合は、他に客観的にみて災害によりその家屋が一般的に居住の用に供することができない状態になった事実がない限り、「災害により居住の用に供することができなくなった場合」に該当しないことに留意する。

(従前家屋の登記事項証明書)

41－29の8 措置法規則第18条の21第8項第1号りに規定する「従前家屋の登記事項証明書」は、従前家屋が災害により居住の用に供することができなくなったことを明らかにするための書類として確定申告書に添付することとされているものであるから、当該登記事項証明書は、原則として、従前家屋の閉鎖登記記録に係る登記事項証明書であることを要することに留意する。

(2以上の書類により個人の対象配偶者等に該当する旨が証明される場合の親族関係書類)

41－30の2 措置法規則第18条の21第8項第1号又(1)に規定する書類(以下この項において「親族関係書類」という。)について、国若しくは地方公共団体又は外国政府若しくは外国の地方公共団体が発行した2以上の書類により非居住者である対象配偶者(同条第7項第1号に規定する対象配偶者をいう。以下この項において同じ。)又は対象扶養親族(同

が行われた日として記載されている日とする。

- (2) 工事に要した費用の総額及び家屋の譲渡の対価の額については、それぞれ消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた金額とする。

(災害の意義)

41－29の3 措置法第41条第32項に規定する災害とは、法第2条第1項第27号((定義))に規定する災害をいう。

(引き続きその個人の居住の用に供していた家屋)

41－29の4 措置法第41条第1項の定めるところにより居住の用に供した家屋が、その居住の用に供した日の属する年において、災害により居住の用に供することができなくなった場合であっても、その災害のあった日まで引き続きその個人の居住の用に供していた家屋は、同条第32項に規定する従前家屋(41－29の6において「従前家屋」という。)に該当することに留意する。

(災害により居住の用に供することができなくなった場合)

41－29の5 措置法第41条第32項に規定する「災害により居住の用に供することができなくなった場合」とは、災害により、客観的にみてその家屋が一般的に居住の用に供することができない状態になった事実がある場合をいう。したがって、例えば、り災証明書に記載された損害の程度が一部損壊である場合は、他に客観的にみて災害によりその家屋が一般的に居住の用に供することができない状態になった事実がない限り、「災害により居住の用に供することができなくなった場合」に該当しないことに留意する。

(従前家屋の登記事項証明書)

41－29の6 措置法規則第18条の21第8項第1号りに規定する「従前家屋の登記事項証明書」は、従前家屋が災害により居住の用に供することができなくなったことを明らかにするための書類として確定申告書に添付することとされているものであるから、当該登記事項証明書は、原則として、従前家屋の閉鎖登記記録に係る登記事項証明書であることを要することに留意する。

(新 設)

項第2号に規定する対象扶養親族をいう。以下この項及び41-30の3において同じ。）が特例対象個人（措置法第41条第13項に規定する特例対象個人をいう。41-30の3において同じ。）の親族に該当する旨が証明される場合における当該2以上の書類は、親族関係書類に該当することに留意する。

（注） 措置法規則第18条の21第8項第1号ヌ(1)(iii)に掲げる書類について、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した2以上の書類により対象配偶者又は対象扶養親族の氏名、生年月日及び住所又は居所が明らかとなる場合における当該2以上の書類は、同号ヌ(1)(iii)に掲げる書類に該当することに留意する。

（その年に3回以上の支払を行った特例対象個人の送金関係書類の提出又は提示）

（新 設）

41-30の3 特例対象個人が非居住者である対象扶養親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、その年に当該対象扶養親族に3回以上行った場合の措置法規則第18条の21第8項第1号ヌ(2)に規定する書類（以下この項において「送金関係書類」という。）の提出又は提示については、その年の全ての送金関係書類の提出又は提示に代えて、次に掲げる事項を記載した明細書の提出及び当該対象扶養親族のその年の最初と最後の当該支払に係る送金関係書類の提出又は提示として差し支えない。

また、特例対象個人は提出又は提示しなかった送金関係書類を保管するものとし、税務署長は必要があると認める場合には当該送金関係書類を提出又は提示させることができるものとする。

(1) 特例対象個人の氏名及び住所

(2) 支払を受けた対象扶養親族の氏名

(3) 支払日

(4) 支払方法（措置法規則第18条の21第8項第1号ヌ(2)(i)、(ii)又は(iii)の支払方法の別）

(5) 支払額

（注） 支払日とは、次に掲げる書類の区分に応じそれぞれ次に定める日をいう。

(1) 措置法規則第18条の21第8項第1号ヌ(2)(i)に掲げる書類 特例対象個人が対象扶養親族に生活費又は教育費に充てるための金銭を送金した日

(2) 措置法規則第18条の21第8項第1号ヌ(2)(ii)に掲げる書類 対象扶養親族がこれらの号に規定する特定の販売業者又は特定の役務提供事業者と同号ヌ(2)(ii)に規定するクレジットカード等の提示又は通知をした日

(3) 措置法規則第18条の21第8項第1号ヌ(2)(iii)に掲げる書類 特例対象個人の依頼に基づいて同号ヌ(2)(iii)に規定する電子決済手段の移転がされた日

（借入金の年末残高等証明書等の交付等）

（借入金の年末残高等証明書の交付等）

41-31 措置法規則第18条の22第2項第2号に規定する「その年12月31日における住宅借入

41-31 措置法規則第18条の22第2項第2号に規定する「その年12月31日における住宅借入

金等の金額」は、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高をいうのである（41－22参照）が、借入金の年末残高等調書（法第41条の2の3第2項に規定する適用申請書の提出を受けた日の属する年に係るものを除く。）の提出及び借入金の年末残高等証明書の交付に当たっては、その年12月31日までに返済等を行うこととされている金額を控除した残額（以下この項において「年末残高の予定額」という。）によって提出又は交付をすることを認めるものとする。

この場合において交付をする当該借入金の年末残高等証明書には、借入金等の年末残高の予定額である旨を付記するものとする。

第41条の2の2（（年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除））関係

（年末調整前に借入金の年末残高等証明書の交付が受けられなかった場合）

41の2の2－1 措置法第41条の2の2の規定の適用を受けようとする者が、同条第1項に規定する申告書（以下この項において「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」という。）の同条第2項に規定する提出しなければならない日までに、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（以下この項において「借入金の年末残高等証明書」という。）の交付を受けられないため、同法第41条第1項、第6項、第10項、第15項又は第18項の規定の適用を受けなかった場合において、翌年1月31日までに借入金の年末残高等証明書を添付して給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書を提出したときは、その提出を受けた給与等の支払者は、その提出に係る給与等につき同条第1項、第6項、第10項、第15項又は第18項の規定を適用したところにより年末調整の再計算を行って差し支えない。

（注）住宅借入金等特別控除は、上記によらないで確定申告により控除を受けることもできることに留意する。

第41条の3の11（（所得金額調整控除））関係

（一の居住者の扶養親族等が他の居住者の扶養親族に該当する場合）

41の3の11－1 年齢23歳未満の扶養親族又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族が、居住者の特別障害者である同一生計配偶者に該当し、かつ、他の居住者の特別障害者である扶養親族にも該当する場合又は2以上の居住者の年齢23歳未満若しくは特別障害者である扶養親族に該当する場合において、措置法第41条の3の11第1項の規定の適用を受けるに当たっては、これらの居住者はいずれも年齢23歳未満の扶養親族又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有することとなることに留意する。

（年の中途において死亡した者等の親族等が扶養親族等に該当するかどうかの判定）

金等の金額」は、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高をいうのである（41－22参照）が、その年12月31日までに返済等を行うこととされている金額を控除した残額（以下この項において「年末残高の予定額」という。）によって借入金の年末残高等証明書を交付することを認めるものとする。

この場合において、当該借入金の年末残高等証明書には、借入金等の年末残高の予定額である旨を付記するものとする。

第41条の2の2（（年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除））関係

（年末調整前に借入金の年末残高等証明書の交付が受けられなかった場合）

41の2の2－1 措置法第41条の2の2の規定の適用を受けようとする者が、同条第1項に規定する申告書（以下この項において「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」という。）の同条第2項に規定する提出しなければならない日までに、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（以下この項において「借入金の年末残高等証明書」という。）の交付を受けられないため、同法第41条第1項、第6項、第10項、第13項又は第16項の規定の適用を受けなかった場合において、翌年1月31日までに借入金の年末残高等証明書を添付して給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書を提出したときは、その提出を受けた給与等の支払者は、その提出に係る給与等につき同条第1項、第6項、第10項、第13項又は第16項の規定を適用したところにより年末調整の再計算を行って差し支えない。

（注）住宅借入金等特別控除は、上記によらないで確定申告により控除を受けることもできることに留意する。

第41条の3の3（（所得金額調整控除））関係

（一の居住者の扶養親族等が他の居住者の扶養親族に該当する場合）

41の3の3－1 年齢23歳未満の扶養親族又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族が、居住者の特別障害者である同一生計配偶者に該当し、かつ、他の居住者の特別障害者である扶養親族にも該当する場合又は2以上の居住者の年齢23歳未満若しくは特別障害者である扶養親族に該当する場合において、措置法第41条の3の3第1項の規定の適用を受けるに当たっては、これらの居住者はいずれも年齢23歳未満の扶養親族又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有することとなることに留意する。

（年の中途において死亡した者等の親族等が扶養親族等に該当するかどうかの判定）

41の3の11-2 年の中途において死亡し又は出国をした居住者の配偶者その他の親族（法第2条第1項第34号（（定義））に規定する児童及び老人を含む。以下この項において「親族等」という。）がその居住者の措置法第41条の3の11第1項に規定する同一生計配偶者又は扶養親族に該当するかどうかは、その死亡又は出国の時の現況により見積もったその年1月1日から12月31日までの当該親族等の合計所得金額により判定する。

（給与所得者の特定支出の控除の特例の適用を受ける場合）

41の3の11-3 措置法第41条の3の11第2項の規定による所得金額調整控除については、その年分の同条第4項第5号に掲げる給与所得控除後の給与等の金額及び同項第6号に掲げる公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者に対し適用があるのであるから、法第57条の2第1項（（給与所得者の特定支出の控除の特例））の規定による特定支出の控除を受けた者であっても、措置法第41条の3の11第2項の規定による所得金額調整控除の適用があることに留意する。

第41条の3の12（（年末調整に係る所得金額調整控除））関係

（申告書に記載する特別障害者等の判定等）

41の3の12-1 措置法第41条の3の12第1項に規定する申告書を提出する場合において、居住者が、特別障害者に該当するかどうか、年齢23歳未満の扶養親族又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定する。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次による。

- (1) その判定の要素となる所得金額 当該申告書を提出する日の現況により見積もったその年の合計所得金額による。
- (2) その判定の要素となる年齢 その年12月31日（当該申告書を提出する時までに死亡した者については、その死亡の時）の現況による。

第41条の18（（政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除））関係

（その年分の所得税の額の100分の25に相当する金額の意義）

41の18-2 措置法第41条の18第2項に規定する「その年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額」は、措置法第2章第2節第1款の所得税額の特別控除の規定並びに同章第5節、第5節の2及び第6節の所得税額の特別控除の規定、法第92条、第95条及び第165条の6の規定並びに災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）第2条の規定を適用しないで計算したその年分の所得税額の100分の25に相

41の3の3-2 年の中途において死亡し又は出国をした居住者の配偶者その他の親族（法第2条第1項第34号（（定義））に規定する児童及び老人を含む。以下この項において「親族等」という。）がその居住者の措置法第41条の3の3第1項に規定する同一生計配偶者又は扶養親族に該当するかどうかは、その死亡又は出国の時の現況により見積もったその年1月1日から12月31日までの当該親族等の合計所得金額により判定する。

（給与所得者の特定支出の控除の特例の適用を受ける場合）

41の3の3-3 措置法第41条の3の3第2項の規定による所得金額調整控除については、その年分の同条第4項第5号に掲げる給与所得控除後の給与等の金額及び同項第6号に掲げる公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者に対し適用があるのであるから、法第57条の2第1項（（給与所得者の特定支出の控除の特例））の規定による特定支出の控除を受けた者であっても、措置法第41条の3の3第2項の規定による所得金額調整控除の適用があることに留意する。

第41条の3の4（（年末調整に係る所得金額調整控除））関係

（申告書に記載する特別障害者等の判定等）

41の3の4-1 措置法第41条の3の4第1項に規定する申告書を提出する場合において、居住者が、特別障害者に該当するかどうか、年齢23歳未満の扶養親族又は特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有するかどうかは、当該申告書を提出する日の現況により判定する。この場合において、次に掲げる事項については、それぞれ次による。

- (1) その判定の要素となる所得金額 当該申告書を提出する日の現況により見積もったその年の合計所得金額による。
- (2) その判定の要素となる年齢 その年12月31日（当該申告書を提出する時までに死亡した者については、その死亡の時）の現況による。

第41条の18（（政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除））関係

（その年分の所得税の額の100分の25に相当する金額の意義）

41の18-2 措置法第41条の18第2項に規定する「その年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額」は、措置法第2章第2節第1款の所得税額の特別控除の規定並びに同章第5節及び第6節の所得税額の特別控除の規定、法第92条、第95条及び第165条の6の規定並びに災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）第2条の規定を適用しないで計算したその年分の所得税額の100分の25に相当する金額を

当する金額をいうものとする。	いうものとする。
第41条の18の4（(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)）関係	第41条の19（(特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)）関係
（払込みにより取得した者から贈与等により取得した場合）	（払込みにより取得した者から贈与等により取得した場合）
41の18の4－1 措置法第41条の18の4第1項の規定は、同項に規定する特定新規株式(以下この項及び41の18の4－2において「特定新規株式」という。)を払込みにより取得した者に限り適用があるのであるから、特定新規株式を払込みにより取得した者から当該特定新規株式を贈与、相続又は遺贈により取得した者については、同項の規定の適用はないことに留意する。	41の19－1 措置法第41条の19第1項の規定は、同項に規定する特定新規株式(以下この項及び41の19－2において「特定新規株式」という。)を払込みにより取得した者に限り適用があるのであるから、特定新規株式を払込みにより取得した者から当該特定新規株式を贈与、相続又は遺贈により取得した者については、同項の規定の適用はないことに留意する。
（控除対象特定新規株式数の計算）	（控除対象特定新規株式数の計算）
41の18の4－2 措置法令第26条の28の3第2項に規定する控除対象特定新規株式数の計算における同項第2号に規定する譲渡又は贈与には、特定新規株式の払込みによる取得の日以前に行われたその年中の同号に規定する同一銘柄株式(以下41の18の4－3において「同一銘柄株式」という。)の譲渡又は贈与も含まれるのであるから留意する。	41の19－2 措置法令第26条の28の3第2項に規定する控除対象特定新規株式数の計算における同項第2号に規定する譲渡又は贈与には、特定新規株式の払込みによる取得の日以前に行われたその年中の同号に規定する同一銘柄株式(以下41の19－3において「同一銘柄株式」という。)の譲渡又は贈与も含まれるのであるから留意する。
（相続等により取得した場合の取得価額）	（相続等により取得した場合の取得価額）
41の18の4－3 措置法第41条の18の4第1項の規定の適用を受けることができる者が年の中途において死亡し、その相続人又は受遺者により、被相続人に係る同項の規定の適用を受ける旨の所得税法第125条((年の中途で死亡した場合の確定申告))に規定する申告書が提出された場合には、当該被相続人の死亡のときにおいて措置法令第26条の28の3第6項の規定に準じて計算した取得価額が当該同一銘柄株式を相続又は遺贈により取得した者の取得価額となることに留意する。	41の19－3 措置法第41条の19第1項の規定の適用を受けることができる者が年の中途において死亡し、その相続人又は受遺者により、被相続人に係る同項の規定の適用を受ける旨の所得税法第125条((年の中途で死亡した場合の確定申告))に規定する申告書が提出された場合には、当該被相続人の死亡のときにおいて措置法令第26条の28の3第6項の規定に準じて計算した取得価額が当該同一銘柄株式を相続又は遺贈により取得した者の取得価額となることに留意する。
第41条の19の3（(既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除)）関係	第41条の19の3（(既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除)）関係
（高齢者等居住改修工事等の日等）	（高齢者等居住改修工事等の日等）
41の19の3－1 自己が居住の用に供するためにいわゆる建築工事請負契約により工事をした家屋に係る次に掲げる日は、その者が請負人からそれぞれ次に定める工事に係る部分につき引渡しを受けた日として取り扱って差し支えない。 (1) 措置法第41条の19の3第1項に規定する対象高齢者等居住改修工事等の日 同項に規定する対象高齢者等居住改修工事等（41の19の3－2において「対象高齢者等居住改修工事等」という。） (2) 措置法第41条の19の3第2項に規定する対象一般断熱改修工事等の日 同項に規定	41の19の3－1 自己が居住の用に供するためにいわゆる建築工事請負契約により工事をした家屋に係る次に掲げる日は、その者が請負人からそれぞれ次に定める工事に係る部分につき引渡しを受けた日として取り扱って差し支えない。 (1) 措置法第41条の19の3第1項に規定する対象高齢者等居住改修工事等の日 同項に規定する対象高齢者等居住改修工事等（41の19の3－2において「対象高齢者等居住改修工事等」という。） (2) 措置法第41条の19の3第2項に規定する対象一般断熱改修工事等の日 同項に規定

する対象一般断熱改修工事等（41の19の3－2において「対象一般断熱改修工事等」という。）

(3) 措置法第41条の19の3第3項に規定する対象多世帯同居改修工事等の日 同項に規定する対象多世帯同居改修工事等（41の19の3－2において「対象多世帯同居改修工事等」という。）

(4) 措置法第41条の19の3第4項に規定する対象耐久性向上改修工事等の日 同項に規定する対象耐久性向上改修工事等（41の19の3－2において「対象耐久性向上改修工事等」という。）

(5) 措置法第41条の19の3第7項に規定する対象子育て対応改修工事等の日 同項に規定する対象子育て対応改修工事等（41の19の3－2において「対象子育て対応改修工事等」という。）

（住宅特定改修特別税額控除の規定を適用した場合の効果）

41の19の3－2 措置法第41条の19の3第1項から第7項までに規定する「居住用の家屋」について対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等をしたことにつき、これらの規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出するときにおいても、当該適用をしたこれらの規定を適用することに留意する。

（注） 措置法第41条の19の3第1項から第7項までの規定を適用しなかった場合においても同様である。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱い等の準用）

41の19の3－3 措置法第41条の19の3の規定の適用に当たっては、41－1の2、41－10から41－12、41－26の2、41－26の3、41－29の2、41－29の3、41－30の2、41－30の3及び41－32並びに41の3の2－1及び41の3の2－3の取扱いを準用する。

第41条の19の4（（認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除）関係

（税額控除等の順序）

41の19の4－4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- (4) 措置法第10条の3の規定による中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特

する対象一般断熱改修工事等（41の19の3－2において「対象一般断熱改修工事等」という。）

(3) 措置法第41条の19の3第3項に規定する対象多世帯同居改修工事等の日 同項に規定する対象多世帯同居改修工事等（41の19の3－2において「対象多世帯同居改修工事等」という。）

(4) 措置法第41条の19の3第4項に規定する対象耐久性向上改修工事等の日 同項に規定する対象耐久性向上改修工事等（41の19の3－2において「対象耐久性向上改修工事等」という。）

（住宅特定改修特別税額控除の規定を適用した場合の効果）

41の19の3－2 措置法第41条の19の3第1項から第6項までに規定する「居住用の家屋」について対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等又は対象耐久性向上改修工事等をしたことにつき、これらの規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出するときにおいても、当該適用をしたこれらの規定を適用することに留意する。

（注） 措置法第41条の19の3第1項から第6項までの規定を適用しなかった場合においても同様である。

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱い等の準用）

41の19の3－3 措置法第41条の19の3の規定の適用に当たっては、41－1の2、41－10から41－12、41－26の2、41－26の3及び41－32並びに41の3の2－1及び41の3の2－3の取扱いを準用する。

第41条の19の4（（認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除）関係

（税額控除等の順序）

41の19の4－4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。

- (1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税
- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- (4) 措置法第10条の3の規定による中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特

別控除

- (5) 措置法第10条の4の規定による地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の2の規定による地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の5の規定による地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の5の3の規定による特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の5の4の規定による給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第10条の5の5の規定による認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第10条の5の6の規定による事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除
- (12) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(措置法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。)
- (13) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (14) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (15) 措置法第41条の18の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (16) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- (17) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- (18) 措置法第41条の19の4の規定による認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- (19) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除
- (20) 法第93条及び第165条の5の3の規定による分配時調整外国税相当額控除
- (21) 法第95条及び第165条の6の規定による外国税額控除
- (22) 措置法第41条の3の3の規定による令和6年分における所得税額の特別控除

別控除

- (5) 措置法第10条の4の規定による地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の2の規定による地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の5の規定による地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の5の3の規定による特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の5の4の規定による給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第10条の5の5の規定による認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第10条の5の6の規定による事業適応設備を取得した場合等の所得税額の特別控除
- (12) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除(措置法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。)
- (13) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (14) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (15) 措置法第41条の18の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (16) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- (17) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- (18) 措置法第41条の19の4の規定による認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- (19) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除
- (20) 法第93条及び第165条の5の3の規定による分配時調整外国税相当額控除
- (21) 法第95条及び第165条の6の規定による外国税額控除

附 則

(新 設)

(経過的处理(1))

この法令解釈通達による改正後の「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」は、この附則に別段の定めがあるものを除き、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第151号）及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和6年財務省令第24号）（以下「改正法等」という。）による改正後の租税特別措置法、租税特別措置法施行令及び租税特別措置法施行規則の規定を適用する場合について適用し、改正法等による改正前の租税特別措置法、租税特別措置法施行令及び租税特別措置法施行規則（改正法等の附則により読み替えて適用される改正前の租税特別措置法、租税特別措置法施行令及び租税特別措置法施行規則を含む。）の規定を適用する場合については、なお従前の例による。

(経過的处理(2))

令和6年分の所得税において、給与等の支給額の計算における「他の者から支払を受ける金額」について、個人がこの法令解釈通達による改正後の10の5の4－4の「補填額」によることとしている場合には、これを認める。

(経過的处理(3))

この法令解釈通達による改正後の目次（「第41条の19」を「第41条の18の4」に改正する部分に限る。）及び41の18の4－1から41の18の4－3までの取扱いは、令和7年1月1日から適用する。